

北海道告示第10624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 函館空港インター線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複 区 間
函館市高松町506番4地先（道道函館空港線交点）から 同市高松町506番10地先まで	前	9.00mから 14.04mまで	323.77m	道道函館空港線 重複 L=47.02m
函館市高松町506番4地先（道道函館空港線交点）から 同市上湯川町293番24地先まで	前	26.00mから 27.99mまで	298.83m	道道函館空港線 重複 L=22.13m
	後	26.00mから 27.99mまで	298.83m	道道函館空港線 重複 L=22.13m
函館市高松町506番9地先から 同市上湯川町301番1地先まで	前	6.79mから 15.16mまで	141.72m	-
函館市上湯川町293番22地先から 同市上湯川町293番85地先まで	前	26.00mから 27.16mまで	121.82m	-
	後	26.00mから 27.16mまで	121.82m	-
函館市上湯川町301番10地先から 同市上湯川町297番1地先まで	前	8.00mから 9.32mまで	262.02m	一般国道278号 重複 L=3.48m
	前	23.86mから 1.40mまで	248.97m	-
	後	23.86mから 33.40mまで	248.97m	-